

沖縄FTZと中継貿易の展望

高良
守

▷ 6 ◁

出そなうが、どのよなうな建物
・施設をつくるうが、関
係ないということになる。

さらに、一般的に自由貿易地域においては「通関地区」に移入された場

われの物となる。つまり、
百田のチヨコレートは百
三田支払うことにより、

廃棄処分、または非課税対象に変化する場合には、
関税が回避できる。

域内における免税売店を
外食関連産業の立地が可
能なのでなかろうか。

一トを購入しようとする時、レジでは消費税が賦課されて百三円がチョコ

的に貨物の小売（保税販売）は行うことはできない。しかし、通関地区に搬入された場合、関税付

クをモデルにしても、課税法における「自由貿易地域内における消費・躉買区分」は課税を回避する

「外國の地位築くべき」

関税法と沖振法で実現や

と定める。(見て)それと
決める」とある。
されていいる」としてい
る。目的を達成することが意図

費・廃棄処分、又は非課

物資の販売が行われ、わが、フィリピンのスティビ 消費者や本土観光客に

一役かつてもらうこと
が必要である。

を貰つていく。海外の友人へのお土産ではなく、自分のためのものである。なぜならば、壊れた

この解釈のもと、沖縄つまり、自由貿易地域の設置は沖振法第二三条であるかにかかわらず、「外国として取り扱う」との解釈ができる。これに基づいて自由貿易地域の国内法規の撤廃と「外国」としての地位を築くべきである。極論すると、外國である自由貿易地域に何を入れようが、何を

税対象に変化する場合には関税が回避される」(『沖縄県自由貿易地域に関する調査報告書』平成二年三月、財団法人国際貿易投資研究所)としている。その文句の「消費」の取り扱いが非常に重要なになってくる。

例えば、われわれはお店に行き百円のチヨコレ

われわれがその物資を購入した（消費した）と同時に關税が回避されるとの解釈ができる。

提案

これらの根拠のもと、沖縄新自由貿易地域の提案をする。

自由貿易地域内（保税地域内）においては基本

ツクにはその施設内に二つの免税売店があり、そこでは、アルコールに対する非課税は認められており、フィリピン国民も免税品を一人百米ドルまで買うことができる。外国人ならば、一人一千半ドルまで免税品を購入することができる。

力ある「空間」を提供することによつて、沖縄の観光関連産業や各種産業に大きなインパクトをもたらすに違いない。沖縄にある空港を、単に輸送手段としての機能施設のみではなく、素敵な時を過ごすことのできる「空間」＝「スペース」にして、観光関連産業の活性化に

県自由貿易地域管理事務所によると「日本には免税売店制度を導入している地域が数カ所あり、その中の一つに成田空港がある。これから海外旅行をしようとする日本人観光客が、その訪問地の免税売店と比較すると決して安くない免税品（国内で普通に買うよりは安い）

とき等は修理してもいいえ
るからである。ローレッ
クスの時計や高級毛皮を
買うのに数百万円を安心
して払える店として成田
空港の免税売店は最適な
のである」として自由貿
易地域を活用して免税物
資の販売を提案している。
(琉大大学院生)



免税売店にすることで誘客能力の高まりが期待できる=沖縄FTZ内のショッピングセンター